

令和2年7月7日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

### STACY 設工認(その3)の優先的審査のお願い

#### 1. はじめに

5月12日付け資料「機構全体の許認可対応に係る業務の進め方について」において、機構から規制庁の各審査班(試験炉、研開炉、使用・加工)に提出している許認可審査案件を整理し、各許認可案件の優先順位を定めて提示した。当該資料においては、STACY 施設の設工認(その3)のように既に審査会合による技術的審査が終了した設工認についても、審査リソースを考慮した優先順位を設定した。当該資料における試験研究炉の運転再開に係る優先順位は、以下の順位に基づいている(4月21日付け面談資料「機構全体の優先順位を業務に落とした業務管理について」において提示)。

◎施設(最優先に進める事項): JRR-3、HTTR、放射性廃棄物処理場

○施設(優先的に進める事項): STACY、「常陽」、大洗廃棄物管理施設

#### 2. 現在の状況

今般、上記において優先的な審査をお願いした JRR-3 の「その11」設工認については4月20日第348回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合において技術的な内容の確認を終了し、また HTTR の設置変更許可については6月3日付けで許可を取得した。これらにより、原子力科学研究所としては、従来の施設ごとの優先順位設定から、上記順位を○とした施設も含めて、許認可の項目ごとに優先順位を設定し、全体工程の最適化を図るべき状況にあると考える。

#### 3. STACY の設工認(その3)の優先的審査の必要性

機構としては、試験研究炉の運転再開については JRR-3、HTTR を最優先とし、STACY については運転再開時期を変更(令和3年9月→令和4年2月)して対応してきた。しかしながら、現時点において変更後の期限をも達成が危うくなりつつある。工期及び検査に要する期間を考慮すると、8月上旬に STACY の設工認(その3)の認可をいただき、着工する必要がある。

STACY の設工認(その3)は、令和元年12月16日の第321回審査会合後、コメントを反映した補正を2月14日に、4月1日付け試験炉規則改正に対応した補正を5月18日にそれぞれ申請しているが、技術的な変更はない。また、6月25日の新検査制度に係る合同面談において記載の追加要求を受けているが、他施設との横並びで対応し、速やかに補正を準備する。なお、その他の STACY の設工認については、今のところ運転再開時期への影響は大きくないことから、従来どおりの優先順位で問題ない。

以上